

KSKR

No. 186

2013
Nov.

11

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料 1部 100円

会員は会費に含まれています。

国連障害者権利条約の批准が求められている中、現在わが国の知的・発達障害者当への意思決定支援の体制をつくるのが問題となっています。障害者権利条約第12条は「障害者も他の者と平等に法的能力を有する」と定めています。これを受けて、障害者基本法・総合支援法に「意思決定の支援」が加えられました。また現行の成年後見制度は障害者の権利を大幅に制限していますが、日本成年後見法学会を中心にこの見直しを進めようとの機運が高まってきました。しかしこれらの動きとはほとんど無関係に、法務

省において民法（債権関係）の改正準備が進められているようです。現在、知的障害者等の障害福祉サービスの利用契約をする人は、本人なのか家族なのか後見人なのかがいまいなままになっていますが、今後は

意志決定支援

成年後見制度によらなければ契約無効となりかねないようです。相談支援におけるサービス利用計画においても、また個別のサービス利用契約においても、障害者本人の意思が最も重要であり、その意思決定支援を

進めることが課題です。しかし法務省の動きは、これらの問題を考慮せず進められているようで、極めて重大な問題です。事態の現状と今後の行方を注意深く見守っていきましょう。またコミュニケーションを苦手とする自閉症をはじめ発達障害の人たちに対しては、これからの教育、療育、子育てにおいて、本人の意志表現を大切に、物事を選択能力、意思表示能力のスキルを高めることの大切さがこれまで以上に増してきたように思います。（河村）

2013年11月12日 民主党ヒアリング障害者権利条約の早期批准、条約の国内実施の確保を（案）日本障害フォーラム（JDF）…この間の進められてきた障害者制度改革を今後も継続して進めていくべきである。

1. 一日も早い批准をお願いしたい。2. 条約批准後も、権利条約に即した制度改革を今まで通り継続すべきである。例えば、以下の課題がある。

（1）差別解消法に関連して

①紛争解決の仕組みが脆弱。既存の相談機関などの活用としているが、既存の相談機関等で解決がされていたのであればそもそも差別解消法は必要なかった。中期的に差別解消法

に関する紛争解決のための機関を設置していただきたい。

②「障害を理由とする差別」の定義の必要性分野別に担当省庁で作るガイドライン任せになる。例えば通勤や通学の合理的配慮など、縦割りの体制では解決できない問題がある。今後はやはり何が差別に当たるのかの定義は必要となる。

③合理的配慮義務の問題。民間事業者には合理的配慮は義務ではなく努力義務である。施行後3年後の見直しで義務化していただきたい。（2）権利条約第12条に関連して第12条は全ての人に法的能力を承認し、自己決定支援＝意思決定支援を規定しているが、国内の制度で見直すべきものがいくつかある。

①成年後見制度 現行の成年後見制度は特に後見類型は全面的な代理制度。例えば、先日の公職選挙法改正でも問題になったが、被後見人には、法人の理事にもなれないなどといった問題がある。

②精神障害者の強制入院の制度 精神保健福祉法上の措置入院・医療保護入院において、障害を理由に完全に障害のない人と異なる扱いを受けていること。

（3）権利条約19条に関連して 障害者が障害のない人と平等にどこで誰と住むかを選択できるとし、特定の生活様式が義務付けられない、としている地域における自立生活の権利を定めた条約19条の規定から見ると、病院や入所施設での生活を余

儀なくされている障害者の地域移行は国の義務となる。これまでも「地域移行」というスローガンは掲げられてきたが遅々として進んでいない。

（４）権利条約 24 条に関連して—インクルーシブ教育が実現できているかどうか 学校教育法施行令が改正され、この 10 月から施行されている。就学先の決定については「総合的判断」ということで、一律に障害のある子どもを特別支援学校等に行くべきとしていた改正前のものからは前進したが、これによって権利条約 24 条が規定している原則インクルーシブ教育体制が実現できるのか、すべての障害児童生徒に必要な合理的配慮が行われるのか、検証が必要である。

（５）条約第 33 条について 保護、促進、監視のための仕組みの構築が書かれているが、基本法上の基本計

画を監視する機関（障害者政策委員会）しかない。保護＝被害者の救済の仕組みなどの構築が必要（要するにパリ原則に基づいた独立した救済機関）が本来は必要である。

（６）公定訳について 権利条約の日本語訳に関しては、これまで仮訳（2007 年）、公定訳案（2009 年）と、障害関係団体の意見を踏まえて少なからぬ修正が行われてきた。このたび国会への議案提出に伴い示された公定訳案についても、すでに外務省との意見交換を行ったところであるが、「特定の生活施設」[a particular living arrangement]（第 19 条（a））、「意思疎通」[communication]（第 2 条他）、「包容」[inclusion]（第 3 条他）、「個別の支援」[personal assistance]（第 19 条（b））、「情報通信機器」[information and communication technology]（第 2 条、第 9 条）、「支

援機器」[assistive technology]（第 4 条、第 20 条、第 29 条）、「女子」[women and girls]（前文 q、第 6 条、第 16 条、第 28 条）などの訳語について改めて課題を指摘するとともに、条約の実施にあたっては、英語などの正文に基づいて正しく解釈することが求められる。

３．権利条約の国内実施のための制度改革の継続のために以下の点に力を入れていただきたい。

（１）障害者権利条約批准のための法制度整備の第一弾として行われた 2011 年の障害者基本法の改正で設置が決まった障害者政策委員会の活性化が必要である。権利条約 33 条の「監視」規定の実施の担保となるものであり、強く推進していただきたい。

（２）国連の障害者権利委員会に障害当事者の日本人委員実現のために協力をお願いしたい。

国連障害者権利条約の批准に続いて成年後見制度の見直しを進めるよう提案します

2013 年 11 月 12 日 社団法人日本自閉症協会 会長 山崎晃資

このたび、障害者基本法改正・障害者総合支援法・差別解消法等の法整備をふまえて、国連障害者権利条約の批准が進められようとしていることに期待をしています。

しかし成年後見制度の現状は、被後見人に選挙権が与えられたとはいえ、下記のように同条約 12 条の規定に抵触しています。障害者の意思決定の支援の観点から、同条約批准後速やかに成年後見制度の運用の改善を図ると共に、成年後見制度の一律権利制限について見直し検討を開始するよう提案します。

記

１．国連障害者権利条約第 12 条は、成年後見制度の見直しを求めています。

第 1 項 障害者はすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有する。（知的・発達障害者等も意思決定の権利主体であるとしています。）

第 2 項 障害者は生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有する。（知的・発達障害者等生活の全側面で、意思に応じた行為能力があるとしています。）

第 3 項 国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。（国に知的・発達障害者当への意思決定支援の体制をつくることを求めています。）

第 4 項 （法的能力の行使に関する措置において濫用を防止するため、

次の条件を示しています。これは、成年後見制度の運用条件と理解できます。）

①本人の権利・意思・選好の尊重
②利益相反の回避・不当な影響の排除

③本人の変動する状況への適合④短期間の適用⑤定期的審査

２．1999 年、欧州評議会は「判断能力不十分な成年者の法的保護原則」を採択しました。

（ここには、障害者権利条約第 12 条に影響を与えた基本的な考え方が示されています。）

（１）支援と保護は、本人の状況と必要に応じて、柔軟でなければならない。

（２）法的能力は変動するので、機械的に完全に剥奪してはならない。

（３）支援と保護は、本人の基本的人権に対して最小制約的でなければならない。

(4) あらゆる支援手段は、本人の意向を尊重したものでなければならない。

(5) 本人が自ら意思決定できるように支援し、なおできない場合に限り、代行決定が許容される。

3. 成年後見制度の運用問題を早急に解決するよう提案します。

障害者権利条約第12条第4項にも抵触する以下のような運用問題を、早急に解決するよう提案します。

(1) 後見類型が85%を占め、いびつな運用となっています。補助類型をもっと活用して、必要に応じて同意権を設定する等の運用をすること。

(2) 類型の変更をしやすくして、定期見直しの仕組みを導入すること。

(3) 後見人による財産搾取事件が頻発しているため、後見監督を十分に行うこと。

(4) 公務員等の欠格条項を廃止すること。

(5) 公費負担と家庭裁判所の支援体制強化を進めること。

4. 成年後見制度の一律権利制限について、見直し検討を開始するよう提案します。

保佐類型・後見類型では、本人の権利（行為能力）を一律に制限しており、障害者権利条約第12条第2項、第3項に抵触しています。後見人等はまず意思決定支援を行い、それでも本人が意思決定できない範囲について代行決定する仕組みに改めるべく、見直し検討を開始するよう提案します。

社団法人日本自閉症協会
担当 理事・政策委員会副委員長
柴田洋弥

成年後見制度利用促進法（案）

研究集会 報告

主催 日本成年後見学会

日時 平成25年10月30日 12時～13時

場所 参議院議員会館B107号室
○新井誠氏（日本成年後見学会理事長）…成年後見制度開始から13年経過。認知症者60万人、知的障害者40万人、精神障害者200万人いる。しかし制度利用は15万人で、先進国で最低である。世界は身上監護中心だが、日本は財産管理偏重。医療同意も欠落しているが、韓国では認めた。公職選挙法改正で被後見人の選挙権問題は解消したが、成年後見制度利用は低調で、内容が遅れている。

成年後見利用促進法案は、3ページに基本方針、5ページに利用促進会議、6ページに利用促進委員会を

提案、プログラム法である。民法改正は大変なので、まず社会的なネットワークを作る。後見人の内で、親族でない後見人が過半数となった。法案の早期成立を図る。

○河村建夫氏（自民党衆議院議員・選挙対策委員長）…成年後見制度の低利用率は残念。どこかに欠陥がある。裁判所だけでなく、市町村行政の協力も必要。医療同意の問題もある。自民党は対応が遅れたが、次の通常国会を目指す。

○大口善徳氏（公明党衆議院議員・国会対策委員長代理）…来年の通常国会に向け、自公の政調会長で調整中。名児耶さんの選挙権の問題では自公PT、各党との調整で、異例のスピードで選挙法改正でき、世界でも注目された。成年後見の福祉的役割が重要。利用促進会議で基本計画をたて、委員会には現場意見も入るようにしたい。市民後見人の家裁へ

の推薦が増えている。サービス利用契約でも成年後見必要。医療同意権、死語の問題、公務員欠格も問題。名児耶さんのような人がなぜ後見か、補助・保佐もあるのに。ドイツの制度利用は150万人、日本は15万人で、少ない。

○熊田均氏（日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長）…弁護士会は後見の社会化を進めてきた。市民後見も育成した。制度利用が増えたが、まだ少ない。公職選挙法が改正され、不十分だが保護者制度が廃止された。障害者権利条約第12条の示す「支援付き意思決定と、行為能力制限の原則禁止」は、我が国の成年後見制度に大きな課題をつきつけている。成年後見制度は第2段階に入った。意思決定支援の在り方を議論し、法案を実現したい。

○杉浦ひとみ氏（成年被後見人選挙

権裁判弁護士）…公職選挙法の違憲判決が出てから75日間で公職選挙法の改正が成立した。当事者の言葉が、我々弁護士も裁判官も学者や政治家も動かした。原告の名児耶さんの父は「確たる理由も無く娘の選挙権が奪われてきたのが悔しい」と語った。当事者のニーズは何か、何をしたいのかを見落とさないでほしい。

このほか、自民党・公明党・民主党各議員の発言やリーガルサポートの発言があった。最後に、「障害者権利条約の批准に近いが、成年後見制度利用促進法も日を経ず成立させよう」と確認された。

文責 柴田洋弥

【参考】

1. 我が国の成年後見制度の概要（民法）

後見の種類	本人の意思能力	後見人等の同意権・取消権	後見人等の代理権
補助類型	不十分	本人同意の範囲	本人同意の範囲
保佐類型	著しく不十分	重要な契約行為 （民法13条1項）	本人同意の範囲
成年後見類型	常況として無い	日常生活以外の行為 （取消権のみ）	包括的代理権・財産管理

2. 「2005年イギリス意思能力法」における意思能力・意思決定支援・代行決定

- (1) 意思決定の能力は固定されたものではなく、事柄によって異なる（家の売買契約はできなくても、服を選ぶことはできるように）。
- (2) 意思決定の能力は、その時の環境や気分によっても変化する。落ち着いた環境で、信頼できる人と一緒にあれば、意思決定の能力は高まる。
- (3) 意思決定の能力は、経験を通して発達する。
- (4) 意思決定支援を尽くしても意思決定できないこと、できない時にのみ、支援者の「代行決定」が認められる。
- (5) 代行決定は、その人の「最善の利益」となるように行う。本人への制約は最小限にすべきである。

「成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査」

さて、この度、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会にて、厚生労働省の障害者総合福祉推進事業の助成金を受け「成年後見制度の利用促進の在り方」に関する調査を実施するに当たり、日本自閉症協会として全面的に支援することといたしました。日本自閉症協会では、成年後見制度な改革を求める声明を発しており、成年後見制度には、補助、保佐、後見という類型があり、補助類型は本人の意思に基づいて支援しますが、後見類型は契約や財産管理などほとんどの法律行為を後見人が代理するため、障害者権利条約12条に抵触します。現状では成年後見制度利用の85%が後見類型にされています。補助や保佐をもっと活用す

ること、家庭裁判所による後見監督を強化すること等とともに、まず意思決定支援を行いそれができない時のみに代行決定する仕組みに根本的に改革することが求められます。としています。ついては、各加盟団体において、成年後見制度を「利用している人」「利用していない人」各5名、計10名を目安に、添付「成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査」アンケートの協力をお願いする次第です。お忙しいところ、恐縮ではございますが、別紙の通りアンケートの実施をお願いいたします。

「成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査」アンケート実施要領

1. アンケートの対象

- ①成年後見制度を利用している人 5名
- ②成年後見制度を利用していない人 5名 計10名

2. アンケートの記入
ご家族の中心となられている人をお願いしてください。
無記名ですので、氏名・住所等の記入は不要です。
3. アンケートの締切
2013年12月27日（金）到着
4. アンケートの返信
全日本手をつなぐ育成会あての返信用封筒が2種類（長3封筒、角2封筒）ありますが、どちらを使用しても構いません。（切手は不要です）
※協力していただける方は、事務局河村まで連絡ください

応用行動分析による アプローチ

応用行動分析 (ABA) は、人間の行動は学習によって獲得されたものであり、不適応な行動は、誤った学習の結果として起こる。という考え方に基づいています。自傷、他害、こだわりなどの問題行動を減らし、望ましい行動を教え、維持、汎化させるには ABA による自閉症児への早期集中介入が最も効果的であることは科学的に証明されています。(カルフォルニア大のロヴァース博士の実験等) これも多くの本が出されています。自閉症支援にかかわる人はぜひ身につけて欲しい手法です。ABA の学習会は奈良県自閉症協会でも今後取り組んでいくつもりです。以下も、2013 年 8 月 13 日、北京大学第六病院で行われた、横浜国立大学の渡辺匡隆 (わたなべまさたか)

場面です。この図は自閉症状と知的発達を示したグラフになります。横軸が自閉症状を示しています。非常に強い自閉症の特徴を持つ子どもたちです。一方で比較的自閉症状の軽度の子どもたちもいます。知的発達の方で見ると、非常に重い知的障害のある子どもたちに対して、知的発達の遅れのない知的発達の高い自閉症を示すものもあります。先ほどご覧いただいたのは知的発達の低い自閉症の子どもたちについての指導の場面を見てもらいました。日本の最近の課題として、知的発達の遅れのない知的発達の高い自閉症の指導について課題となってきました。すなわち、ここで赤色で示している範囲の子どもたちが自閉症と一方で非常に高い知的発達を持つ子どもたちのグループのことを示しています。そのため知的障害をもたない自閉症の応用行動分析的なアプローチについ

先生による講演内容です。渡辺先生もふんだんにビデオ・スライドを使って応用行動分析的アプローチの実際を披露してくださいました。ここでは映像の提示が出来ませんが想像してお読みください。(河村)

日 本の応用行動分析によるアプローチ…最初に自閉症の子どもに対する直接的な支援について大きく二点を紹介します。これまで日本では主に中度・重度の知的障害のある自閉症の人たちに対する様々な応用行動分析的アプローチが行われてきました。その中で生活に必要なスキル、学習に必要なスキルを形成することが行われてきました。左のスライドは電車に乗るスキルの形成に対する一場面です。右は教科指導音楽の指導についての様子を示しています。最初に電車に乗るスキルを形成するための場面をビデオで紹介されました。彼らは特別支援学校に

て取り組んできたというのが最近の一つのエピソードになります。そのため知的障害のない高機能自閉症の子どもたちに対するプログラムとして「人間関係形成プログラム」というものを開発し適用してきました。主に通常の学級に在籍をしている知的障害のない自閉症に対して、小学校低学年から高校の段階までの系統的なプログラムを行っています。ご存じのように自閉症の特性の中で特に社会性の障害について焦点を当てたプログラムになります。プログラムによって個別的な指導やあるいは小集団グループワークによっての活動を行っているが、特に最近の認知行動療法の考えを適応しながら ABA に基づいた取り組みをしています。現在の課題は就学前の出来るだけ早い段階で知的障害のない自閉症にプログラムを適用することで、出来るだけ予防的な解決を行うことを課題

と通う重度の知的障害のある自閉症の子どもたちです。年齢は 14 歳から 15 歳の中学部 2 年生の年齢になります。もう一つ同じところの場面のビデオが示されました。今は、切符を購入している場面です。まだ練習を始めて経験が少ない段階ですが、なんとか、行動分析的な指導を行うことによって、電車に乗るため切符を購入して、乗車して、目的地まで移動するというスキルを形成することが出来ています。もう一つは音楽の場面でした。ミュージックベルの演奏でした。皆さんエーデルワイスに聞こえたでしょうか。音楽の授業の中ではこのように譜面台を作り、その上で自分が演奏するところの手がかりをつけて、うまく演奏できるような準備をします。今ごらんいただいたのは特別支援学校や特別支援学級に在籍する知的障害のある自閉症の子どもたちに対する指導の

としています。自閉症児に対する直接的な支援としてもう一つ紹介したいのは、強い行動障害を持った自閉症児に対するアプローチです。積極的行動支援ポジティブ・ビヘイビアル・サポート Positive Behavioral Support と総称されるが、その取り組みについてごらんいただきます。これは、ここに対象となる生徒が居ります。一人担当の先生が居ります。全体は朝の体づくりの指導の場面です。先ほど示した生徒がこの場面では大きな声を出して頭を叩いているという場面があるので見ていただきます。アプローチです。いまごらんいただいた生徒は小学校 4 年まで通常学級に在籍していました。しかし主に環境的な要因によって強い行動上の問題が出現することになりました。そのため中学校になって特別支援学校に入学して指導を受けることになりました。つづいて体育館

から音楽室に移動する時までの様子を見てください。こんどは音楽室の様子です。次は給食の時間の様子です。以上いくつかの場面を見ていただいたが、この生徒について積極的行動支援といわれるアプローチを行うことによって、現在は非常に穏やかな生活をしています。積極的行動支援の中には三つの大きな要素があります。一つは、「機能的アセスメント」と言われている部分が大きな役割をもちます。2つめは「前進的支援」と申しまして、応用行動分析学でいう、先行条件、行動、結果条件に全般に渡っての環境整備を行うというものです。3つめが「行動の選択性」を拡大するということです。これは活動の幅を広げたり、あるいは選択肢を増やしたり、自由度を広げることが大きな狙いとなります。今日は福祉施設の方も多くおいでなので、ここのスライドは

上の方が年齢の高い、自閉症の青年がいます。非常に強い行動障害があったが、今言った積極的行動支援を行うことによって、下のような地域のスーパーで買い物したり、あるいはマクドナルドでジュースを飲んだり、喫茶店に通ったりするという生活が実現出来るようになっていきます。以上、自閉症児に対する直接的な最近の取り組みについて紹介をいたしました。

次に『間接的支援』と呼んでいるが、自閉症に対する環境に関するアプローチによって自閉症児の生活を充実させていくことについていくつか紹介します。これは小学校あるいは中学校に対する学校規模での行動的介入というものです。スクールワイド・ポジティブ・ビヘイビア・サポート School-Wide Positive Behavior Support (SWPBS) と呼ばれています。日本の中では通常の小

学校・中学校に約6パーセントから7パーセントの自閉症を中心とした発達障害のある子どもたちが在籍しているという報告があります。それらの自閉症の子どもたちと同時に全ての子どもたちに対して豊かな学校生活を送れる様に援助することが大きな狙いとなっています。基本的には行動分析学の取り組み方をもとに介入を行っていくが、大きく3つの要素に分かれています。1は全ての児童生徒を対象にした「予防的な支援・予防的介入」になる。2は自閉症を含め発達障害の子どもの中で配慮を要する子どもたちに対して出来るだけ「早期に発見し、早期に対応を行う」という二次的支援である。その中でも非常に強い学習上、生活上の困難を持つ自閉症児をはじめとする発達障害児に対する「チーム支援」が3次的支援であります。これらの三つの支援がうまく機能するこ

とによって、全ての子どもたちが充実した生活を送ることが出来るということで取り組みが行われています。中でも出来るだけ予防的な対応を充実させると言うことが課題となっています。

一時的支援の様子を少しビデオで紹介します。これは小学校二年生で、社会性の支援プログラムです。これは「貸して」ということと「ありがとう」という様な、貸し借りを改めて勉強しています。友達づくりということで、友達との関係をどううまく作り上げていくかということ、貸し借りということを例に学習している様子であります。人の鉛筆をだまって勝手に借りたりするとどんな気持ちになるか。あるいは反対に、断って「貸して」という風に言ったり、あるいは「ありがとう」ということによってどんな気持ちになるかということを経験の中で、学んでい

るというものである。先ほどは2人のペアで行っていた。こんどは4人のグループで同じように物を共有するその時に相手とうまく係わっていくための力を発揮するということの学習を行っています。

課題は何かというと、絵を描いていく。最後に全員で今日の学習の振り返りを行っているようすです。ちなみになぜ赤色帽子と白色帽子をかぶっているかということ、借りる人、貸す人という役割がより分かりやすいためにしているので、いつも日本では帽子をかぶって授業を受けているわけではありません。以上紹介したのは一次的支援というもので、出来るだけ友達との関係づくりをうまく進めていく、あるいは学習、あるいは生活について必要な学びをすることによって、学習とか学校生活が豊かになるようにということを願って行っているものです。先ほどの学

校への積極的な行動支援ということと並行して技術開発されてきた一つの攻略というものが「コンサルテーション」という技術です。自閉症児と係わる教師そして保護者・管理職・支援員等に対する助言を行うことによって、対象児の学習とか生活の充実を図っていくための技術であります。この児童は通常学級に在籍する一年生の児童です。アスペルガー障害と診断されている児童です。授業中に「トークン」という、うまく取り組めた時に報酬として与えるポイントによって、ポイントをため、後でお楽しみ券と交換するといった取り組みをします。これが支援員です。この学級には担任の先生と支援員がいます。「構造コンサルテーション」ということで支援員と担任の先生をサポートする。そのコンサルテーションによって担任の先生が作成したヘルプノートです。アスペルガー

障害のある人なのでどうしても聞く力よりも見る力の方が得意である。しかし、なかなかそのことについて担任の先生も支援員も気づきにくいことがある。そのため、コンサルテーションによって、ランドセルをしまう。あるいは休むか休まないかを目で確認できる形にして、本人に伝えていくものが上の方のヘルプノートになります。先ほど教室の中で黄色いシールを貼っていましたが、これがこのトークン表というものになります。ランドセルを自分の力でしまうことが出来ると10ポイントです。10ポイントが全部で100ポイントになるとお家で、お母さんがカレーライスを作ってくれます。カレーライスを楽しみに学校の学習・生活をがんばって取り組むことになります。以上のようにコンサルテーションによって 担任・支援員さらには保護者を支えることによって学

習・生活の充実を図るのがコンサルテーションの考えです。最後に紹介したい間接的支援に「ペアレントトレーニング」（保護者支援）があります。この子は、小学校・中学校の時は特別支援学校に在籍しておりましたが、家庭でお母さんを叩く、お父さんに暴言を吐くことが見られました。今高校一年生ですが小学校・中学校の時は家庭の中でも大変な行動問題が多く起きていました。それに対して、お父さんお母さんも手が出るがあったようです。しかしペアレントトレーニングを行うことによって、ずいぶん、大きく家庭での生活が大きく変わってきました。時間がないので一つだけビデオ見てください。この場面はペアレントトレーニングを行っている時のもので、ここに対象となる人がいます。こちらがお母さんで先生との取り組み方をお母さんの横で見ていて、行

動の理解の仕方、そして指導の仕方を学んで行きます。今、行っているような活動を、比較的短い期間、数日間あるいは1から2日間キャンプという形で行っています。保護者が行動の理解の方法と支援方法を学ぶことによって、ずいぶん大きな成果が出てきます。特にペアレントトレーニングで大事にしている部分は「行動記録」というものと「行動の分析」というものを大事にします。これは大変小さなものですが、簡単にどういうものが書かれているかを紹介すると、保護者に行動上の問題が起きたとき、気になる行動が起きたときに、「いつ起きたか」「どんな状況で起きたか」を簡単にメモしてもらいます。非常に簡単な記録をお願いしています。しかし、必ずノート等に見える形で残しておくことを大切にしています。その結果、行動を記録する。あるいは、行動を客観

的に振り返る。ことで、劇的に行動が変化していくことがあります。これは家庭の中で叩く大声を出すような行動上の問題があったけれど。しかし、行動を記録する、あるいは、行動を振り返るということを行っていくだけで、当初見られていた大声を出すとか、あるいは叩くということは見られなくなった例です。行動を理解するという方法を学ぶということは大変大きな力となります。また、これは先ほども見たトークンというシステムです。彼はぜんそくがあったために、一人で寝ることがなかなか難しい状況がありました。しかし、小学校6年生になった時、お母さんと一緒に寝るのは年齢相応では無いということで、一人で寝ることに取り組むようになりました。寝室で一人で寝る、あるいは、薬を正しく飲むということが出来ると、その時に シールを貼って、

トークンということで取り組みました。大変電車の好きな子どもだったので、トークンがたまったら電車のおもちゃを購入するか、電車を見に行くことを目当てに取り組んでいます。

以上応用行動分析的なアプローチを用いた最近の取り組みとして、直接的支援ということでは特に、知的障害を持たない自閉症の子どもたちに対する社会性の支援ということが一つ。二つ目は行動上の問題を持つ自閉症の子どもたちに対する積極的な行動支援を。

また間接支援として3つ紹介しました。一つは学校規模での行動的介入ということ二つ目は行動コンサルテーションという方法。三つ目はペアレントトレーニングという保護者支援という方法になります。一つの手がかりになればということで話を終わります。（河村）



自閉症児にスポットを当てた

平成25年10月吉日

ドキュメンタリー映画「タジコ・車椅子の監督（仮題）」御協賛のお願い

車椅子の監督・映画製作支援の会
会長：山田理香（社会保険労務士）
呼びかけ人：門野晴子（ノンフィクション作家）
後援：社団法人 日本自閉症協会



「共に生きる事と自立」をテーマに、弱者に視点を当てた映画を撮り続けた槇坪夢鶴子監督。重度のリウマチで車椅子生活、晩年は1週間に1度の輸血が無ければ生きていけなかった監督が、2011年9月に亡くなりました。遺作となったのが自閉症児にスポットを当てた映画～「自閉症児」の贈り物～「星の国から孫ふたり」。

年々増加する自閉症（オーティズム）の数、槇坪監督はこの映画で、自閉症（オーティズム）の早期発見・早期療育の必要性和、周りの人達が支え合える環境の大事さ等を描いています。

ドキュメンタリー映画製作・企画意図

ドキュメンタリー映画「タジコ・車椅子の監督（仮題）」は、遺作となった「星の国から孫ふたり」の撮影に密着し、車椅子で撮影する監督の制作過程を追い、槇坪監督が自閉症児をテーマにして作った映画で、私達に伝えたかったメッセージは何か！を描く作品です。

又、映画を通して日本では遅れている自閉症児の早期発見・早期療育・地域で支えあう環境の重要性等を、自閉症児を知らない多くの人達に提示し、自閉症児の実態を知ってもらい、支援の輪を広げるといふ、社会貢献を目的と致しております。

ドキュメンタリー映画「タジコ・車椅子の監督」の完成予定は2014年2月です。
製作・上映協力金のカンパにご協力いただき、皆様のお力添えを賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

槇坪監督紹介映像（ドキュメント映画の8分のデモ映像）は下記のURLでご覧になれます。

<http://www.youtube.com/watch?v=BGaI77TCGyM>

製作：「タジコ・車椅子の監督」製作委員会 企画制作：(株)北青山三丁目
監督：床波ヒロコ 支援の会会長：山田理香

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円